

四日市市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 25 日 条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、四日市市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

一部改正〔平成 16 年条例 49 号〕

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日条例第 49 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。